

(議長)

日程第17、議案第1号、江差町医師研究資金貸与条例の一部を改正する条例について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第1号、江差町医師研究資金貸与条例の一部を改正する条例について、でございます。

地域医療の確保及び機能維持などを図るため、江差町医師研究資金貸与条例を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「健康推進課長」。

「健康推進課長」(補足説明)

江差町医師研究資金貸与条例の一部改正の概要についてご説明致します。

定例会資料1、2から4頁、資料2、江差町医師研究資金貸与条例の一部改正の概要及び新旧対照表でご説明致します。

当事業は、地域センター病院である道立江差病院の医師確保、地域医療の確保、医師機能を目的として平成25年度からおこなっております。

北海道保健福祉部道立病院室から貸与機関に限度を設けない制度継続の、制度継続についての検討要望があったこともあり、長期間勤務する医師確保を目的とした改正でございます。

改正の1つ目は、貸与期間でございます。3年間と貸与期間に限度を設けておりましたが、3年間の貸与期間終了後も、引き続き貸与を希望する場合は、3年以内の範囲内で更新できることと致します。

改正の2つ目は、貸付金額でございます。医師免許取得経過年数6年目以上の医師の研究期間4年目以降の額を300万円と致します。

改正の3つ目は条例の効力でございます。この事業は過疎債を活用しておりますので、過疎債の執行期間と併せ、条例の執行期間を平成30年3月31日から平成33年3月31日に延長致します。

なおこの条例は交付の日から施行し、平成28年4月1日から適用致します。

これにより道立江差病院に長く勤務する医師が増え、人口構造の変化により、疾病構造も変化していく中、町民と医師との信頼関係が構築され、良い医療に繋がり、住み慣れた地域で安心した暮らしを続けていけるよう地域医療の確保、維持機能を図って参ります。

以上で説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(議長)

質疑希望

「薄木議員」

押してあるよ。

(議長)

「飯田議員」。

「飯田議員」

はい。

条例改定の趣旨はよく理解致します。町立病院なり国保を持たない当町としては、医師を確保するためにはやっぱりこれ位のことをしなければならないという風に考えておりますけれども。貸与条例ですから、これはあくまでも、無利息でこの改正後の第3条第3項見ても研究資金については無利息で貸与をするものとする。つまり返還義務を伴った貸付金という押さえ方で宜しいですね。

(議長)

「健康推進課長」。

「健康推進課長」

はい。貸与でございますので一定の研究期間を過ぎ、過ぎしというか、一定の研

究期間を過ぎて研究の成果を上げて頂きます。それを審査した上で免除という形をとっております。貸付金は無利子です。

(議長)

はい、いいですか。

はい。「飯田議員」。

「飯田議員」

だったら実質贈与という捉え方をしているのですよ。それでなかったら、その一定の期間成果を上げたっていう、そういう基準どこに謳っていますか、この条例の中に。そういう曖昧なことじゃなくて、きちんとやっぱりしなきゃ。貸与ですからこれ広辞苑で調べても貸し与える、貸しつけると。要するに相手に対して返済義務を負う貸付金ですよ。今の説明ある通り、一定の成果を見て返済を免除する。その文言はこの条例のどこにあるか示してください。

「薄木議員」

暫時休憩。

(議長)

暫時休憩。

(暫時休憩中)

(議長)

休憩を閉じて再開致します。

「副町長」。

「副町長」

すみません、お時間頂きました。

現在の貸与条例の中の返還の免除というのが第10条にあります。ここで町長は貸与者が次の各号のいずれかに該当すると認められた時には、研究資金の返還を免除する、という項目がございまして、その1つに貸与期間を継続して勤務した時、とこういう風になりますので、この貸与期間、何を言いますと、例えば1年であれば1年間勤務したらそれで免除になると、こういう趣旨でございます。はい。

(議長)

はい、いいですか。飯田議員。

「飯田議員」。

「飯田議員」

それじゃあこの目的の研究資金の成果ということではないじゃないですか。期間ということ、説明じゃ。これはね、相手方も医師にすると確定申告の時は、貸与と現実問題、収入、一時所得ですよ、収入ですよ。相手のこれ、その辺のところきちんとしていかなければ、迷惑かかりますよ。今の課長の説明では、研究資金として一定の成果を認められた時には免除するでしょ。副町長の条例の説明は、一定期間を過ぎたら免除する。答弁違うのではないですか。整合性取れてないですよ。

(議長)

うん、見解。「副町長」。

「副町長」

制度の今、細かい原点のお話をするあれではないのですが、羽幌町の条例であったり

「飯田議員」

その目的は分かっているのだ。

「副町長」

ええ。それで今おっしゃる部分については制度で、今、貸与資金の貸与条例っていうことになってございますので、その辺の申告等も含めた中で、今回改正等する部分含めて、現場の病院の方に、担当課長の方からきちっとその辺を、申告の有無含めてですね、きちっと説明をさせたいと。

「飯田議員」

それを整理してから、条例、議会に出すのが筋じゃないですか。

(議長)

課長答えられるか、今の。

「飯田議員」

だめでしょ、ちゃんとその辺の相手方との。

(議長)

暫時休憩。

(議長)

ちょっと休憩を閉じて再開します。

(議長)

「健康推進課長」。

「健康推進課長」

申告の関係ということでございます。こちらの制度開始の時から申告、この金額に關しましては雑所得という扱いになるという風なことで、事務方、病院の事務方との調整をしているところでございます。

「飯田議員」

議長、議事進行。

(議長)

はい、「飯田議員」。

「飯田議員」

答弁じゃ、雑所得ってことは収入ですよ。貸付金じゃないのですよ、じゃあ。わかりますか。贈与したならば、一時雑所得として相手側も確定申告する訳ですよ。うちの条例からいうと、貸付金ですから、当初は。雑所得には当たらないですよ。税務課に聞けば分かる。ダメですよ、そんな、曖昧な条例を提示するのは。

(議長)

休憩します。ちょっと答弁調整。

2時まで休憩します。

(休憩中)

(議長)

はい、休憩を閉じて、議事進行に対しての最後の答弁を、「副町長」。

「副町長」

すいません。町としては貸付金、貸与制度でございます。それで貸付期間イコール研究期間とこういう風になると思います。それで、少し足しますと、その医師によっては最初から2年間居ますっていう明言をしたり、3年居ますっていう先生もいるのですけれども、時によってはやはり途中で、異動で変わる場合もある。ですから、そういった期間の勤続年数をもって初めて、いわばその達した部分で免除になると、こういう風に理解して頂ければとこのように思います。以上でございます。

(議長)

はい。いいですね。

それでは他に質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第1号、江差町医師研究費(資金)貸与条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第18、議案第2号、平成28年度江差町一般会計補正予算(第5号)について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」  
議長。

(議長)  
「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第2号、平成28年度江差町一般会計補正予算(第5号)について、でございます。

今回の補正の内容につきましては、町道除雪対策など19事業にかかる経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,337万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億5,796万9千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)  
はい、「財政課長」。

「財政課長」(補足説明)

それでは議案書の26頁・27頁、予算構成表でご説明申し上げたいと思います。

最初に減額補正について、一括説明させていただきます。

檜山海区漁業調整委員会委員選挙から、小学校費・中学校費のスクールバス運行まで、でございますが、事業が終了したもの、あるいは今後支出が見込まれないもの等につきまして、減額補正をするものでございます。

また公債費(元金・利子)につきましては、元利均等償還の利率の見直しがございます。それにより全体として減額となるものでございます。

減額補正の合計と致しましては、719万7千円、内訳は道支出金が108万6千円の減額、一般財源が611万1千円の減額となるものでございます。

次に、情報システムセキュリティ強化対策でございます。情報漏えい、または情報流出の防止のため、各自治体が電算システムやネットワークセキュリティの強じん化を進めているところでございますけれども、本年3月に補正と繰越明許を議決頂いたところでございますが、滞納管理システムにつきましても、同様の対策をとるために補正をお願いするものでございます。補正額は431万7千円、全額一般財源となります。

次に、平成27年度障害者医療費及び障害児入所給付費等国庫道費負担金返還でございます。過年度の精算に伴います国及び道の負担金の返還でございます。補

正額は28万円、全額一般財源となるものでございます。

次に、母子保健(定期予防接種、B型肝炎ワクチン接種)でございます。資料の方は5頁となりますので、お開き願いたいと思います。予防接種法の施行例、施行例の改正によりまして、B型肝炎が定期予防接種に追加されましたことから、接種の委託、またワクチン代等につきまして補正をお願いするものでございます。補正額は、58万6千円、全額一般財源となります。

次に、企業立地促進雇用奨励条例に基づく、雇用奨励助成でございます。町内に住所を有するもの2名の常時雇用が1年を超えることとなった事業所がありますことから、条例に基づき奨励金を交付するものでございます。補正額は120万円、全額その他特定財源、過疎地域自立促進基金を充当するものでございます。

次に、ナマコ養殖育成施設(浮沈式いけす)整備事業補助でございます。資料の方は、6頁となります。江差港湾内に設置致します、いけす3基の購入に対する補助でございます。江差ナマコ養殖研究会へ補助するものでございます。補正額は800万、全額一般財源としております。なお、この事業につきましては、道の地域づくり総合交付金を要望しておりますが、未だ内示ございませんけれども、先の臨時会にて補正されましたナマコの種苗、それを早急に移植する必要があるため、一般財源で補正をお願いするものでございます。今後、内示がございましたら財源更正をお願いしていきたいと思っております。

次に、津軽三味線会館との交流事業でございます。北海道市町村振興協会から、補助の内示がございましたので、財源更正をするものでございます。その他特定財源を59万円増額し、一般財源を同額減額するものでございます。

次に、町道除雪対策でございます。町道の除雪にかかる作業員の賃金や重機使用料、委託料などの経費について、補正をお願いするものでございます。補正額は、3,227万3千円、全額一般財源でございます。

次に、柏町団地屋根板金葺替えでございます。資料の方は、7頁となります。腐食が進行しております2棟の屋根の葺替え工事をおこなうものでございます。補正額は、342万4千円、全額一般財源となるものでございます。

次に、行政組合分担金(常備消防費)、退職手当組合負担金精算納付でございます。退職手当組合の負担金でございますが、3年ごとに精算され、不足があった場合、追加納付しなければならないこととなっておりますが、江差消防署分について不足額が生じたので、その分を増額するものでございます。補正額は、670万2千円、全額一般財源となるものでございます。

次に、江差北小学校屋根軒先修繕でございます。資料の方は8頁となります。強風により、一部校舎の屋根が剥離しましたので、その修繕をおこなうものでございます。補正額は、130万円、全額一般財源となります。

次に、江差北小学校街灯取替修繕と江差北中学校街灯取替修繕でございます。



資料は同じく8頁となります。いずれも腐食が激しく、北中学校の方は既に倒壊し、また北小学校の方は倒壊の恐れがあることから取替をおこなうものでございます。補正額は、それぞれ同額で、いずれも60万円、全額一般財源でございます。

次に、文化会館大ホール可動席調整補修でございます。資料の方は、9頁でございます。大ホールの可動席の部品に不具合、また故障がございまして、可動しなくなったことから修繕をおこなうものでございます。補正額は、136万1千円、全額一般財源でございます。

次に、町債任意繰上償還でございます。後年度の公債費の抑制のため、任意の繰上償還をするもので、銀行からの借入12本の繰上償還をするものでございます。補正額は、993万1千円、全額一般財源となるものでございます。

減額補正も併せました補正額合計でございますが、6,337万7千円、道支出金が減額の108万6千円、その他特定財源が179万円の増額、一般財源が6,267万3千円の増額となるものでございます。以上で説明を終わりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。  
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので。

「小野寺議員」

はい。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

3つお聞きします。

まず、商工費、自然公園管理費、海水浴場開設。

2つありますが、1つは今年特に暑かったということもあろうかと思いますが、かもめ島入口の新しく開設して、私も何回か行ったら本当にたくさんの方々使っていたと思うんですが、ちょっと状況、簡単でも教えてください。

それからもう1つ、今年全国的にも本当に暑くて、水難事故といえますか、海水浴で指定してないところでの事故が本当に頻発しました。特に、江差の場合、繁次郎浜。ここ、私も何回か見ていて、大人の方、子どもさんもいたかな。海水浴している部分があったのですけれども、これについての一定の啓発・啓蒙・注意等は、どういう風にやっ  
てきているのか、ちょっとお聞きしたいなと思います。

それから2点目、土木費、道路維持費、町道除雪対策。

一般的な道路の町道の除雪は、本当に一所懸命やって頂いて、それから本当に細かいところもやって頂いているなど、本当に感謝しておりますが、1つここでお聞きしたいのは、特に1人暮らし、もしくは体の悪い方の住宅の前に、これ何回かこういうところでも出ておりますが、どうしても形状によっては、道路の状況によっては自分の玄関先、自分がそこを出なければ外に、道路に出られないというそこに除雪した時の大きな雪だまり等が置いて、もう困難している、というのがもう毎年増えているなど。つまり、今まで自分で出来たのが、出来なくなったということも含めて。これは私何らかの対策が必要だと思うのです。場合によっては、福祉的な対策も含めて。事例が多い訳じゃないのですけれども、きちっと除雪車の後にそういう部分はスコップでよけるとか、という対策をとっているところもない訳ではない。いずれにしても、そういう方々、場合によっては、これはその人にとって命にかかわる問題に繋がるかもしれない。ということもふくめて、そういう高齢者、体の弱い方の家の前の除雪に対して、ちょっとご見解を伺いたい。

それから3点目、最後ですが、土木費、住宅管理費。

前の議会で私共、私は例えばシロアリの問題、それから小林議員は換気口の問題を取り上げました。今後の色々な対策についても、一応一定のことは聞きました。改めて今どうなっているのか。どういう進めているのか。どういう風にしようとしているのか。シロアリの部分と換気口の部分、教えて頂きたいと思います。

(議長)

「建設水道課長」。

「建設水道課長」

私の方から除雪の関係について、ご答弁申し上げます。

道路の除雪については、先程おほめ頂きまして、担当も含めてこまめにやらせて頂いているという風には、自負はしております。

それから先程言われました独居老人だとか、体の弱い方の自宅の前の除雪ですけれども、まずは公道の開放というのがまず優先させるものですから、除雪にあたっては、まず道路の開放、それからその独居老人につきましては福祉サイドの方で、除雪サービスの方があると思いますので、そちらの方を是非ご利用して頂ければなという風に思

いますので、ご理解をお願いします。

(議長)

「財政課長」。

「財政課長」

海水浴場のご質問2点と住宅のご質問かと思えます。

かもめ島前浜の方の海水浴場、どういう状況かということでございますが、私も毎日見てきている訳でもございませぬし、今ちょっと監視員を置いて人数はカウントしているのですが、その資料ございませぬので、私何回か行った状況だけのご答弁とさせて頂きたいと思うのですが。小さいお子さん連れの方がやっぱり多く見られていて、海水浴場ということで、奥まで設置というか設営したのですけれども、波打ち際で結構遊ばれている小さいお子さんが多くて、盛況だったとまでちょっと言いづらいのですけれども、けっこう利用者数は居たのかなという状況でございます。

それから、繁次郎浜を含めたその海水浴場外での遊泳でございますけれども、私と致しましては、町として開設した箇所の管理なり安全、そういった部分の管理に留まるのかな、それ以外の部分については、ちょっと今すぐどこまでの、例えば指導なり、注意なり、そういうことが出来るのかちょっとここでは、はっきり私も確定的なこと言えませぬ。今後、看板立てるとか、そういった対応になっていくのかなと思えますが、ちょっと直接の管理でない部分もありますので、ちょっと関係課と協議させて頂きたいと思えます。

それから住宅でございます。シロアリと換気扇。シロアリにつきましては、業者の方に調査の方お願いしまして、2日間、ちょっと日にち覚えていないのですが、2日間ほど調査をしました。その調査結果を受けまして、実際どういった対応をとれば、駆除が出来るのかという部分も相談してございますけれども、ちょっと見積もり頂いたのですが、金額それから年数も結構かかるということで、まだちょっと内部の方の検討段階で、翌年度以降での、取り組みということで今のところは考えてございます。換気口につきましては、今実際にどうなっているか、状況は把握最中でございますので、ご理解願いたいと思えます。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい。まず除雪なのですが、建設課長、それは分かるのですよ。ただし、もちろん除雪の方の、福祉のもありますけれども。例えばですよ、その対象の方がそうだとすると、

実は、もしかしたら除雪前に福祉的な対策を、除雪をやったとしたらその後、除雪車が来て玄関先を塞いだって、やってくれないのですよ。ということは、実はこれ何回かやっていますよね。多分ご存じだと思うのですが。ですから、いずれにしてもその必要性をもし認めるのであれば、そういうこともあるのだということも含めて、ちょっと相談しながらすべからくというのはなかなか難しいと思います。しかし、必要な所については、そこもきちっと対策をとると、道を開けるということを是非やってもらいたいのですよ。その点どちらかちょっと答えて頂きたい。

それから、海水浴場については、それは管理、国、道いずれにしたって江差町単独ではなかなか難しいっていうのは分かります。しかし、何かあれば必ず江差町はつてなるのははっきりしていますよ。関係機関ときちっと連絡取って改めて何が出来るかというのもありますけれども、あそこ使われていますよね。キャンプだって今回すごかったですね。あの方々夜どれだけ泳いでいるか分かりませんが、泳いでいるらしいですよ。なので、ちょっと関係機関と連絡取って、可能な限り対策は取るとして頂きたいのですよ。もし答弁があれば。

あと最後ですが、シロアリこれどっかできちっとちょっと資料出してくださいよ。どうなっているのか。お金がどうだ、こうだって言ったって分からないですよ。それから実際に、町営住宅、それから何回も言いましたが、あの時、もしかしたら、延びて、延びて、延びて、民家の方に、民家の方にも影響与えているとすれば、町営住宅の段階できちっとしなかったらダメでしょっていう問題ですよ。それも含めて、議長ちょっとそれね、あとで資料出させてください、議会に。小野寺っていうことにならないので、議会に、出してください、現状を。以上です。

(議長)

資料出してやってください。

答弁から。

(議長)

先にするか。

「建設水道課長」。

「建設水道課長」

はい。除雪の関係でございます。

小野寺議員言われるとおりですね、なかなか全てにおいて対応するというのは非常に厳しい状況だということは、あの議員の方もご理解していると思います。福祉サイドですね、連携できる場所は連携してきたいと思うのですが、100パーセントということにはならないと思いますので、ご理解願います。

(議長)

はい。

「財政課長」。

「財政課長」

資料につきましては、ちょっと今すぐではないのですが、整理して出す方向で考えさせていただきます。

それから駆除につきましては、しっかり駆除を、全面駆除という形で考えていきたいと思っておりますので、こちらについても、少しお時間頂ければなと思っております。

(議長)

「町民福祉課長」。

「町民福祉課長」

高齢者の除雪対策につきましては、こちらの方の高齢者事業団とか町内会とか色々頼んでございますので、調整をしながら、建設水道課の方とも調節しながら、努めていきたいと考えております。

(議長)

はい。いいですね。

はい。他に質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

はい。質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第2号、平成28年度江差町一般会計補正予算(第5号)について、原案に賛

成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第2号については、可決されました。

(議長)

日程第19、議案第3号、平成28年度江差町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第3号、平成28年度江差町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、でございます。

今回の補正内容につきましては、平成27年度介護給付費負担金等返還にかかる経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,360万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,579万5千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「健康推進課長」。

「健康推進課長」(補足説明)

それでは、説明をさせていただきます。議案書45頁、補正予算構成表でご説明致します。

諸支出金、償還金、事業名は、平成27年度介護給付費負担金等返還でございます。補正額は、1,360万3千円、財源は全額一般財源で、繰越金を充当するものです。

補正理由ですが、介護保険の財源である公費負担は、毎年度終了後精算事務がおこなわれるため、過不足が生じます。平成27年度公費の精算事務の結果、受領済額を下回る決算額となり、償還金が生じたので補正をお願いするものでございます。返還金の内訳ですが、国に対する返還金が1,057万1千円、道に対する返還金が275万7千円、支払基金に対する返還金が27万6千円。以上でございます。ご審議方、宜しくお願い致します。

(議長)

はい。以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。  
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。  
お諮りします。  
本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。  
議案第3号、平成28年度江差町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。  
よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。